

令和 3 年度「G A P 認証農産物の認知度向上事業業務委託」企画提案コンペ 参加仕様書

1 目 的

GAP の実践により、持続可能な経営を実現し、次世代の農業経営体の確保・育成につなげるため、当県では、GAP 認証の取得・維持を支援するとともに、GAP の取組の一層の普及拡大を図っている。こうした取組が評価され GAP 農産物の販路拡大につながるよう効果的な PR 活動を行うことを事業目的とする。

2 業務内容

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 委託業務名 | G A P 認証農産物の認知度向上事業業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和 4 年 3 月 2 5 日（金曜日）まで |
| (3) 仕様 | 別紙 G A P 認証農産物の認知度向上事業業務仕様書のとおり |

- 3 契約上限額 5 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「G A P 認証農産物の認知度向上事業業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、東京都のホテル・レストランでの三重県フェアの開催の内容が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：G A P 農産物について、豊富な知識を有しているか。
- (4) 実現可能性：県産品フェアの開催の経験を有し、スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、首都圏等の飲食店等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和 4 年 2 月 1 4 日（月）1 5 時まで（提出先：三重県農林水産部農産園芸課）とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。
- ・提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。（令和 4 年 2 月 1 6 日（水）午後 2 時：三重県津市栄町一丁目 8 9 1 番地 勤労者福祉会館 第 3 教室）。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優良提案者を 5 者程度選定した上で、当該優良提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。
※ 提案者が多数の場合の書類審査の結果及びヒアリングの実施日時については、提案した全ての者に令和 4 年 2 月 1 5 日（火）1 5 時までにメールにて連絡する。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（任意様式）

1) 様式、部数

様式自由 1 版 1 0 頁以内（電子メールによる提出可、印刷物を郵送する場合は、8 部提出すること）

2) 内容

(イ) 企画提案書（参考：第 3 号様式）

(ロ) 見積書

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(ハ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和 4 年 2 月 3 日（木）1 5 時まで（必着）

(2) 質問の方法

FAX 又は電子メールで受け付ける。

(3) 提出先 三重県農林水産部農産園芸課

Tel : 059-224-2543 FAX : 059-223-1120

E-mail : nousan@pref.mie.lg.jp 担当：世古、鈴木

(4) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和 4 年 2 月 4 日（金）1 7 時までに県ホームページに掲載する。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物

件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

- ※(1)、(2)に当たっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(第5号様式)を提出(FAX又はメール可)してください。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行います。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- ・ 契約に当たり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 委託料の支払については、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条の罰則の対象となることがあるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課

Tel : 059-224-2543 FAX : 059-223-1120 E-mail : nousan@pref.mie.lg.jp

担当 : 世古、鈴木